

## 放課後等デイサービス事業所における自己評価結果(公表)

公表: 2024年3月1日

事業所名 ピース可児

職員数 6名 回収数 6名 割合 100%

		チェック項目	はい	いいえ	工夫している点、課題や改善すべき点を踏まえた改善内容又は改善目標
環境・体制整備	1	利用定員が指導訓練室等スペースとの関係で適切である	6		指定基準を満たした広さになっています。
	2	職員の配置数は適切である	6		加算要件を満たす人員配置となっています。
	3	事業所の設備等について、バリアフリー化の配慮が適切になされている		6	階段には手すりを設置し、必要に応じ見守りや介助を行い安全の配慮に努めていますが、建物の構造上完全なバリアフリー化は難しいのが現状です。
業務改善	4	業務改善を進めるためのPDCAサイクル(目標設定と振り返り)に、広く職員が参画している	6		PDCAサイクルを心がけ、毎日ミーティングを行い目標設定をしています。
	5	保護者等向け評価表を活用する等によりアンケート調査を実施して保護者等の意向等を把握し、業務改善につなげている	6		3ヶ月に一度の保護者向けアンケートの実施と保護者向け評価表を活用し、保護者の意向の把握に努めています。
	6	この自己評価の結果を、事業所の会報やホームページ等で公開している	6		ホームページにて公開しています。
	7	第三者による外部評価を行い、評価結果を業務改善につなげている		6	現在は利用者と社内の評価のみとなっていますが、評価に基づいて運営会議を行っています。
	8	職員の資質の向上を行うために、研修の機会を確保している	6		外部研修に参加したり、内部研修を行い、支援の質を高めるよう努めています。
適切な支援の提供	9	アセスメントを適切に行い、子どもと保護者のニーズや課題を客観的に分析した上で、放課後等デイサービス計画を作成している	6		契約時にアセスメントを行い、ニーズを把握したり、見学や体験時に行動観察を記録し、個別支援計画を作成しています。外部で取った発達検査の結果等でも発達状況を把握し、支援計画に活かしています。
	10	子どもの適応行動の状況を把握するために、標準化されたアセスメントツールを使用している	6		
	11	活動プログラムの立案をチームで行っている	6		会議やミーティングで立案・アイデアを絶えず職員に求めて出し合っています。
	12	活動プログラムが固定化しないよう工夫している	6		個々の発達段階や課題に応じて内容を発展させています。
	13	平日、休日、長期休暇に応じて、課題をきめ細やかに設定して支援している	6		毎日ミーティングを行う中で、児童の目標を決めて支援しています。
	14	子どもの状況に応じて、個別活動と集団活動を適宜組み合わせ放課後等デイサービス計画を作成している	6		個別活動と集団活動の両方の視点から個別支援計画を作成し、職員間で共有しています。
	15	支援開始前には職員間で必ず打合せをし、その日行われる支援の内容や役割分担について確認している	6		支援開始前にミーティングを行い、その日の支援内容や職員の役割を確認しています。
	16	支援終了後には、職員間で必ず打合せをし、その日行われた支援の振り返りを行い、気付いた点等を共有している	6		支援終了後には職員間で、その日行われた支援の振り返りを行い、気付いた点などを共有している。
	17	日々の支援に関して正しく記録をとることを徹底し、支援の検証・改善につなげている	6		日々の記録の中で気付いた点などは、必ずミーティング時に話し合い支援方法の改善を行っています。
	18	定期的にモニタリングを行い、放課後等デイサービス計画の見直しの必要性を判断している	6		半年に一度モニタリングを行い、支援計画の見直しを行っています。
	19	ガイドラインの総則の基本活動を複数組み合わせ合わせて支援を行っている	6		ガイドラインの内容を全職員が共有できるように社内研修で徹底していき、バリエーション豊かな支援活動や内容を実施していきます。

関係機関や保護者との連携	20	障害児相談支援事業所のサービス担当者会議にその子どもの状況に精通した最もふさわしい者が参画している	6		児童発達支援管理責任者だけでなく、必要に応じて利用者の状況を知る職員(内部・外部を問わず)に参画してもらっている。
	21	学校との情報共有(年間計画・行事予定等の交換、子どもの下校時刻の確認等)、連絡調整(送迎時の対応、トラブル発生時の連絡)を適切に行っている	6		保護者や学校と情報交換を図っています。利用予定変更等連絡にはすぐに対応しています。その他、気になることがあれば直ぐに電話など確認を行っています。今後も保護者からの不信感が生まれないよう、きめ細やかな確認作業を徹底していきます。
	22	医療的ケアが必要な子どもを受け入れる場合は、子どもの主治医等と連絡体制を整えている			現在該当児童の在籍はありません。必要に応じて、主治医の指示書を元に緊急時の搬送先などの連絡体制を整えます。
	23	就学前に利用していた保育所や幼稚園、認定こども園、児童発達支援事業所等との間で情報共有と相互理解に努めている	6		同施設内の児童発達支援事業所を卒園した利用者は情報共有がなされています。その他の利用者は必要に応じて情報共有を行います。
	24	学校を卒業し、放課後等デイサービス事業所から障害福祉サービス事業所等へ移行する場合、それまでの支援内容等の情報を提供する等している	6		必要に応じて情報共有等を行うことができます。
	25	児童発達支援センターや発達障害者支援センター等の専門機関と連携し、助言や研修を受けている	6		可能な限り参加して新しい知見を得られるようにしています。
	26	放課後児童クラブや児童館との交流や、障がいのない子どもと活動する機会がある		6	療育の実施時間が限られており、地域交流が難しい状況となっています。
	27	(地域自立支援)協議会等へ積極的に参加している	5	1	要請があれば参加しています。
	28	日頃から子どもの状況を保護者と伝え合い、子どもの発達の状況や課題について共通理解を持っている	6		日々の送迎の際に子供の状況や課題について話をする機会を設けています。必要に応じて個別に面談の時間も設けています。
保護者への説明責任等	29	保護者の対応力の向上を図る観点から、保護者に対してペアレント・トレーニング等の支援を行っている	4	2	放課後等デイサービスの保護者向けペアレントトレーニングは行いませんが、面談や送迎時に対応方法などのアドバイスの機会を設けています。
	30	運営規程、支援の内容、利用者負担等について丁寧な説明を行っている	6		契約時に運営規程、利用者負担等について説明しています。
	31	保護者からの子育ての悩み等に対する相談に適切に応じ、必要な助言と支援を行っている	6		希望に応じて相談を受け付けています。また、定期的なモニタリング時に相談の時間を設けています。
	32	父母の会の活動を支援したり、保護者会等を開催する等により、保護者同士の連携を支援している	4	2	保護者会を開催し、保護者同士の交流の機会を予定していましたが、昨年は感染症予防のため開催を見送りました。今後機会を見ながら計画を立てていきます。
	33	子どもや保護者からの苦情について、対応の体制を整備するとともに、子どもや保護者に周知し、苦情があった場合に迅速かつ適切に対応している	6		苦情があった場合、苦情受付・解決担当者につなげ迅速かつ適切に対応するよう努めています。また社内で共有し再発防止に繋がります。
	34	定期的に会報等を発行し、活動概要や行事予定、連絡体制等の情報を子どもや保護者に対して発信している	6		必要に応じて連絡事項等の情報を、お便りやメールにて発信しています。今後は行事予定やお便りを定期的に発信していけるよう準備しています。
	35	個人情報に十分注意している	6		個人情報が記載された書類は鍵付きの書庫で保管しています。職員に個人情報取り扱いについての指導を行い、管理について徹底しています。職員は社内の個人情報の取り扱いについての研修にも参加しています。
	36	障がいのある子どもや保護者との意思の疎通や情報伝達のための配慮をしている	6		言葉と共にサイン(ジェスチャー)を使用したり、見て分かりやすいよう視覚補助的教材を使うなど伝達方法を工夫しています。
	37	事業所の行事に地域住民を招待する等地域に開かれた事業運営を図っている		6	現在は地域住民を招待する主体的な行事は行っていません。個人情報等の課題をクリアしつつ、保護者に意見を聞きながら検討していきます。

非常時等の対応	38	緊急時対応マニュアル、防犯マニュアル、感染症対応マニュアルを策定し、職員や保護者に周知している	6	マニュアルを策定し、職員ミーティングに対処方法の確認を行ったり、保護者へは契約時に説明をおこない、定期的に災害時の対応方法のお便りを配布していますが、必要に応じて改善を行っていきます。
	39	非常災害の発生に備え、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行っている	6	定期的に水害・地震、火災の避難訓練を行っています。防災に関する外部研修等がある際は職員が参加します。
	40	虐待を防止するため、職員の研修機会を確保する等、適切な対応をしている	6	外部の研修に職員が参加したり、職員ミーティングにて社内研修を行っています。毎月セルフチェックも行っています。
	41	どのような場合にやむを得ず身体拘束を行うかについて、組織的に決定し、子どもや保護者に事前に十分に説明し解を得た上で、放課後等デイサービス計画に記載している	6	現在、対象児童はおりません。 身体拘束に関しては、利用者本人の生命や身体を保護するため緊急を要する場合に、切迫性・非代替性・一時性であることを条件に行うことを職員の共通認識としています。そして、行った場合は記録に残すことにしています。また保護者には、それらを契約書に記載し説明しています。対象児童がいる場合には組織的に決定し、支援計画書に記載する体制があります。
	42	食物アレルギーのある子どもについて、医師の指示書に基づく対応がされている	6	食物アレルギーの有無は契約時に保護者から聞き取りをして対応しています。必要に応じて服薬・投薬・緊急搬送の取り決めを保護者と行い、医師にも確認をお願いしています。
	43	ヒヤリハット事例集を作成して事業所内で共有している	6	危険な事例があった場合は、ミーティングを通して職員で共有している